

地域における情報流通の確保等に向けた これまでの主な取組 (参考資料1)

平成28年10月20日
事務局

地域における情報流通の確保等に向けたこれまでの主な取組

1. 「災害時・平時における地域情報の充実・アクセスの確保」関連の取組 …… 3
 - ① 放送ネットワークの強靱化 …… 4
 - ② FM補完中継局(ワイドFM)の普及促進 …… 8
 - ③ 臨時災害放送局の活用 …… 14
 - ④ コミュニティ放送の制度化 …… 17
 - ⑤ V-Lowマルチメディア放送の普及促進 …… 19
 - ⑥ 放送コンテンツの海外展開 …… 21

2. 「地上放送事業者及びケーブルテレビ事業者の将来像」関連の取組 …… 27
 - ① 認定放送持株会社制度の導入 …… 28
 - ② マスメディア集中排除原則 認定放送持株会社の認定要件の部分的緩和 …… 29
 - ③ 経営基盤強化計画認定制度の創設 …… 30

1 「災害時・平時における地域情報の充実・アクセスの確保」 関連の取組

放送ネットワークの強靱化について

1. ①放送ネットワークの強靱化

1 災害時における放送の役割

- 東日本大震災において、放送は、災害情報の提供をはじめとして、国民の生命・財産の安全確保に、大きな役割を果たしたところ。
- 特にラジオは、停電に強く、輻輳がない特性から、発生直後の情報入手手段として極めて重要な役割を担った。

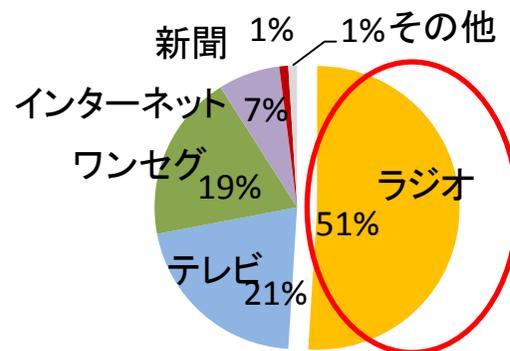
2 課題

- 一方で、ラジオの難聴対策や放送の送信設備の防災対策の必要性等の課題が存在。
 - ✓ 従来からある外国波混信、地理的・地形的難聴に加え、建築物による遮へいや電気雑音の影響等による都市部での難聴が増加(特にAMで顕著)。
 - ✓ AMラジオ放送の送信所は広大な土地が必要であり、海や河川の近くに設置されている場合が多いことから、津波や洪水等の被害を受けやすい。

3 対策

- こうした状況下、今後も災害情報等を国民に適切に提供できるよう、H25年2月から、「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」を開催。
- 同検討会の提言(H25年7月)を踏まえ、ラジオをはじめとする放送の難聴対策、災害対策等「放送ネットワークの強靱化」を推進。
 - ✓ AMラジオ放送の難聴対策(都市型難聴、外国波混信、地理的・地形的難聴)又は災害対策としての「FM補完中継局」の開設を可能とするための制度整備(H26年4月)
 - ✓ 放送ネットワークの強靱化を促進するための支援措置の創設
 - ① 放送ネットワーク整備支援事業(H25補正、H26補正、H27当初、H27補正、H28当初、H28第2次補正)
 - ② 民放ラジオ難聴解消支援事業(H26当初、H27当初、H28当初)
 - ③ 放送ネットワーク災害対策促進税制(H26年度から2年間。固定資産税の特例措置についてはさらに2年間延長)

地震発生後、最初に利用したメディア



NHK放送文化研究所「放送研究と調査」2011年9月号より

AMラジオ放送の送信所アンテナの例



・NHKラジオ第1(写真右): 鉄塔の高さ245m、出力300kW
 ・NHKラジオ第2(写真左): 鉄塔の高さ215m、出力250kW
 (所在地: 埼玉県久喜市菖蒲町)

1. ①放送ネットワークの強靱化

① 放送ネットワーク整備支援事業(一般財源)

被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、以下の費用の一部を補助することにより、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現する。

①放送局(ラジオ・テレビ)の予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備費用

②ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備費用

(28年度補正予算から条件不利地域※については、老朽化した既存幹線の更改も補助対象)

※ 過疎地域、離島、半島、山村、等

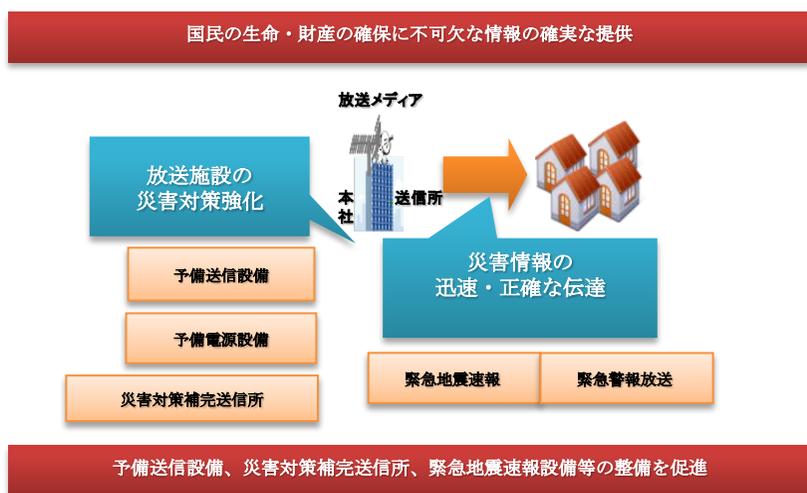
<予算>

29年度要望額 9.0億円(28年度当初 1.3億円 28年度第2次補正 3.0億円)

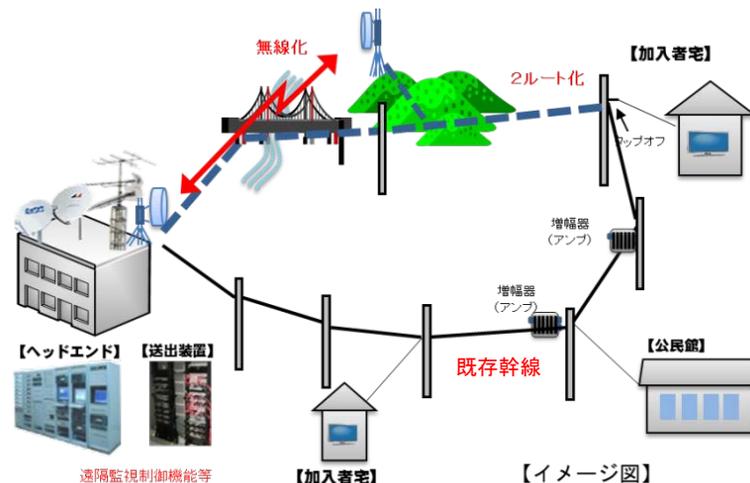
<補助率>

地方公共団体 補助率1/2 第3セクター、地上基幹放送事業者等 補助率1/3

①地上基幹放送ネットワーク整備事業



②地域ケーブルテレビネットワーク整備事業



1. ①放送ネットワークの強靱化

② 民放ラジオ難聴解消支援事業(電波利用料財源)

国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、必要最小の空中線電力の中継局整備によりラジオの難聴を解消し、電波の適正な利用を確保する。

1 施策の概要

- (1) 放送は、国民生活に密着した情報提供手段として、特にラジオは災害時の「ファースト・インフォーマー」(第一情報提供者)として、今後もその社会的責務を果たしていくことが必要。
- (2) ラジオについては、地形的・地理的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等により難聴が増加しており、その解消が課題。
- (3) 平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助。

2 スキーム (補助金)

(1) 事業主体

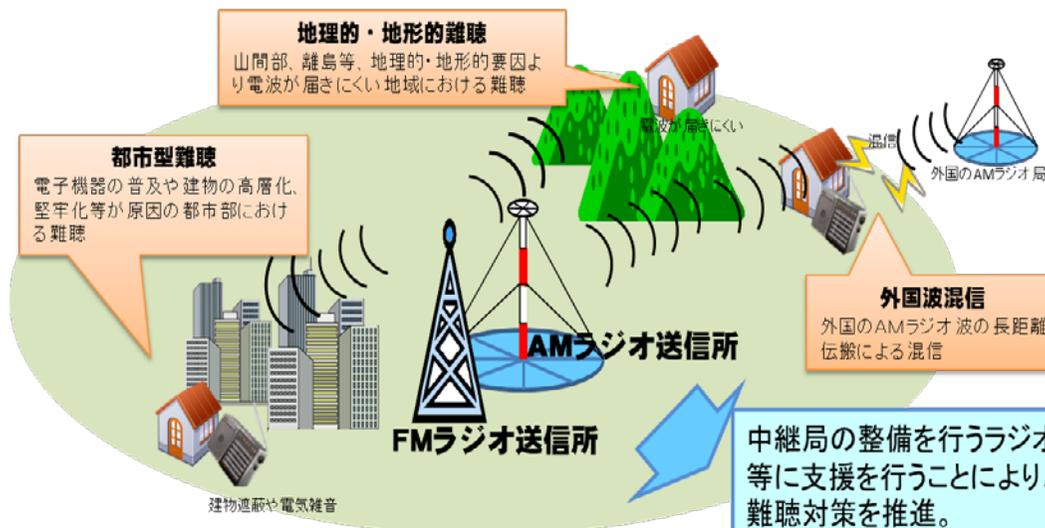
民間ラジオ放送事業者、自治体等

(2) 補助対象

難聴対策としての中継局整備

(3) 補助率

- ・地理的・地形的難聴、外国波混信 2/3
- ・都市型難聴 1/2



3 所要経費

	平成29年度要求	平成28年度予算
一般会計	21.0億円	10.1億円

7

③ 放送ネットワーク災害対策促進税制

被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、民間ラジオ放送事業者の予備送信設備等に対して、税制上の特例措置を適用。

1 対象者

民間ラジオ放送事業者

2 対象設備

災害対策のために取得した予備送信設備等(送信機、電源設備、アンテナ等)

※自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合に限る。

【対象設備イメージ】

～自然災害の可能性が高い場所～

災害対策としての予備送信設備等の整備

- ・送信機
- ・電源設備
- ・アンテナ等

 ※一体的に整備

災害時におけるラジオによる情報提供を確保

3 特例措置

地方税(固定資産税) : 課税標準3/4(取得後3年間)

4 適用期間

4年間(平成26年4月1日から平成30年3月31日)

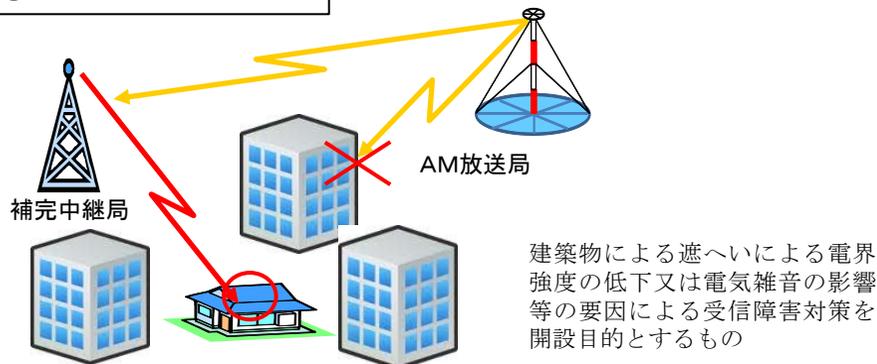
5 確認実績(平成28年3月31日現在)

NO	事業者名	整備計画の期間	既存局名	措置区分	確認日
1	北海道放送株式会社	H26.5~H27.2	HBC釧路R	送信所の移転	平成26年5月16日
2	南海放送株式会社	H26.8~H27.3	JOAF南海放送松山R	FM補完中継局の整備 (RNB松山FM局)	平成26年8月18日
			JOAL南海放送新居浜R	FM補完中継局の整備 (RNB新居浜FM局)	
3	株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ	H26.9~H27.9	TBSラジオ	FM補完中継局の整備 (TBSラジオ墨田FM)	平成26年12月16日
4	株式会社IBS	H26.11~H27.3	いばらきほうそう	FM補完中継局の整備 (IBS加波山FM)	平成26年12月16日
5	山口放送株式会社	H26.11~H27.8	JOPFやまぐちほうそう	FM補完中継局の整備 (KRY周南FM補完局)	平成26年12月25日
6	山口放送株式会社	H27.1~H27.8	JOPFやまぐちほうそう	FM補完中継局の整備 (KRY美祢FM補完局)	平成27年2月27日
			JOPMやまぐちほうそう		
			しものせきほうそうきょく		
7	株式会社新潟放送	H27.4~H28.3	JODRIにいがたほうそう	FM補完中継局の整備 (BSN新潟FM局)	平成27年6月3日
8	株式会社宮崎放送	H27.5~H28.4	MRT宮崎R	FM補完中継局の整備 (MRT宮崎FM)	平成27年6月3日
		H28.4~H29.4	MRT延岡R	FM補完中継局の整備 (MRT延岡FM)	
9	株式会社南日本放送	H27.3~H28.3	MBC鹿児島R	FM補完中継局の整備 (MBC阿久根FM)	平成27年6月3日
				FM補完中継局の整備 (MBC枕崎FM)	
			MBC大口R	FM補完中継局の整備 (MBC鹿屋FM)	
10	株式会社大分放送	H28.1~H28.9	OBS大分R	FM補完中継局の整備 (OBS大分FM)	平成28年2月15日

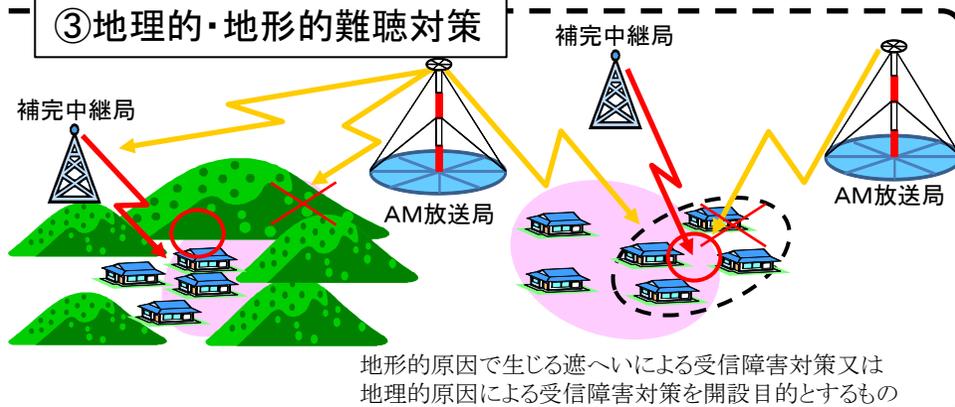
AMラジオ放送のFM補完中継局について

- AMラジオ放送の難聴解消や災害時の放送継続のため、V-Low帯の一部(90~95MHz)の周波数等を使用して、下図の種類のFM補完中継局(AMラジオ放送を補完するFM中継局)の開設を可能とするための制度整備(「基幹放送用周波数使用計画」の変更等)を実施(平成26年4月1日)。
- FM補完中継局の整備等を推進するため、以下ア~ウの支援策を実施中。
 - 「放送ネットワーク整備支援事業」【一般財源】(平成27年度当初:1.0億円、平成27年度補正:3.0億円、平成28年度当初:1.3億円、平成28年度第2次補正:3.0億円。下図④が対象。)
 - 「民放ラジオ難聴解消支援事業」【電波利用料財源】(平成27年度:14.5億円、平成28年度:10.1億円。下図①②③が対象。)
(注)「民放ラジオ難聴解消支援事業」の実施にあたり、電波法の一部を改正する法律(平成26年法律第26号)によりラジオ放送の難聴解消のための中継局整備支援を電波利用料財源の使途に追加。
 - 「放送ネットワーク災害対策促進税制」(法人税、固定資産税等の特例措置。平成26年度から2年間。固定資産税はさらに2年間延長。下図④が対象。)

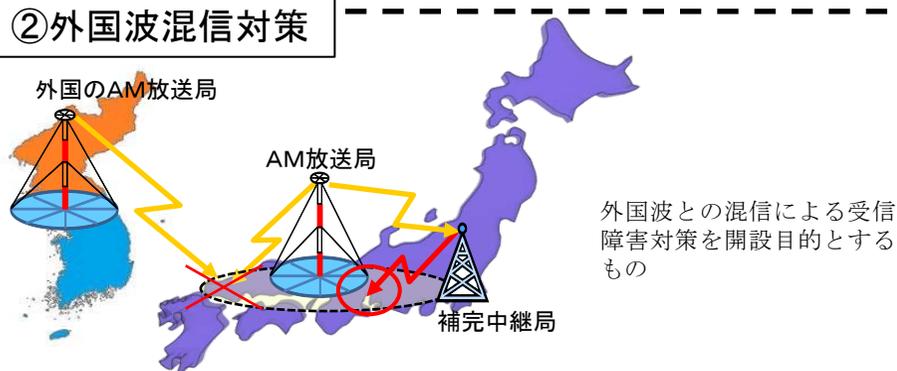
①都市型難聴対策



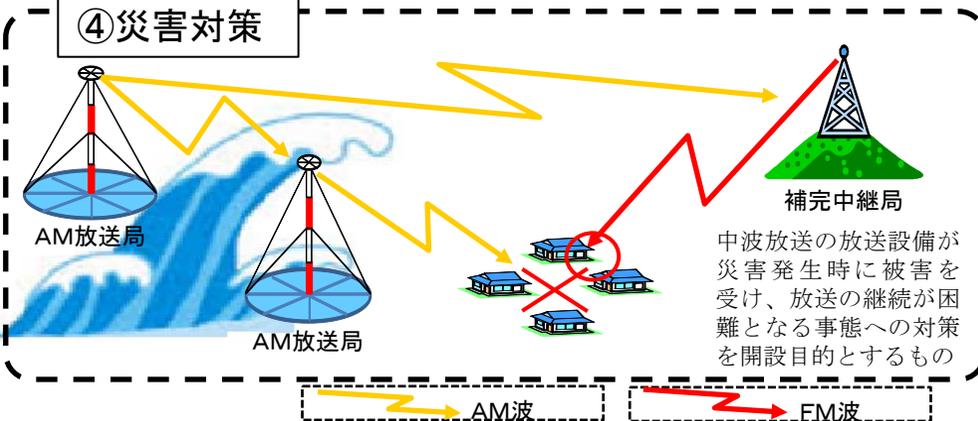
③地理的・地形的難聴対策



②外国波混信対策



④災害対策



1. ② FM補完中継局(ワイドFM)の普及促進

AMラジオ放送のFM補完中継局整備状況その①(H28.10.19現在)

○ 放送エリアのイメージ

	3大広域圏	3大広域圏以外	合計
進捗状況			
補助金 交付決定済	-	7社(9局)	7社(9局)
予備免許済	-	6社(11局)	6社(11局)
放送開始済	8社(8局)	20社(45局)	28社(53局)
計	8社(8局)	26社(65局)	34社(73局)

※1 全国のAMラジオ事業者数は47社。
 ※2 ギャップファイラーは1者1局とカウント。

北海道放送、STVラジオ
【札幌FM補完局(手稲山)】(災害・都市型難聴対策)
 (H28.10.19放送開始)

青森放送
【RAB青森FM】(都市型難聴対策)

アイビシー岩手放送
【IBC盛岡FM】(都市型難聴対策)
【IBC二戸FM】(地形的難聴対策)
【IBC大槌FM】(地形的難聴対策)
【IBC山田FM】(地形的難聴対策)
 (H27.3.29放送開始)
【IBC岩泉小本FM】(地形的難聴対策)
 (H27.7.7放送開始)
【IBC一関FM】(地形的難聴対策)
 (H27.12.1放送開始)

秋田放送
【ABS秋田FM】(災害対策) (H27.3.2放送開始)

新潟放送
【BSN新潟FM】(災害対策)
 (H27.10.20放送開始)

東北放送
【TBC仙台FM】(都市型難聴対策)

北日本放送
【KNB富山FM】(災害対策)
 (H26.12.1放送開始)

ラジオ福島
【rfc福島FM】(都市型難聴対策)
【rfc郡山FM】(地形的難聴対策)
【rfc東金山FM】(地形的難聴対策)
 (H28.1.27放送開始)
【rfc西金山局FM】(地形的難聴対策)

北陸放送
【MRO金沢FM】(都市型難聴対策)
 (H28.8.1放送開始)

福井放送
【FBCあすわFM局】(都市型難聴対策)

茨城放送
【IBS加波山FM】(都市型難聴対策)
 (H27.8.17放送開始)
【IBS高鈴山FM】(地形的難聴対策)
 (H27.12.7放送開始)

静岡放送
【SBS高草FM】(都市型難聴対策)

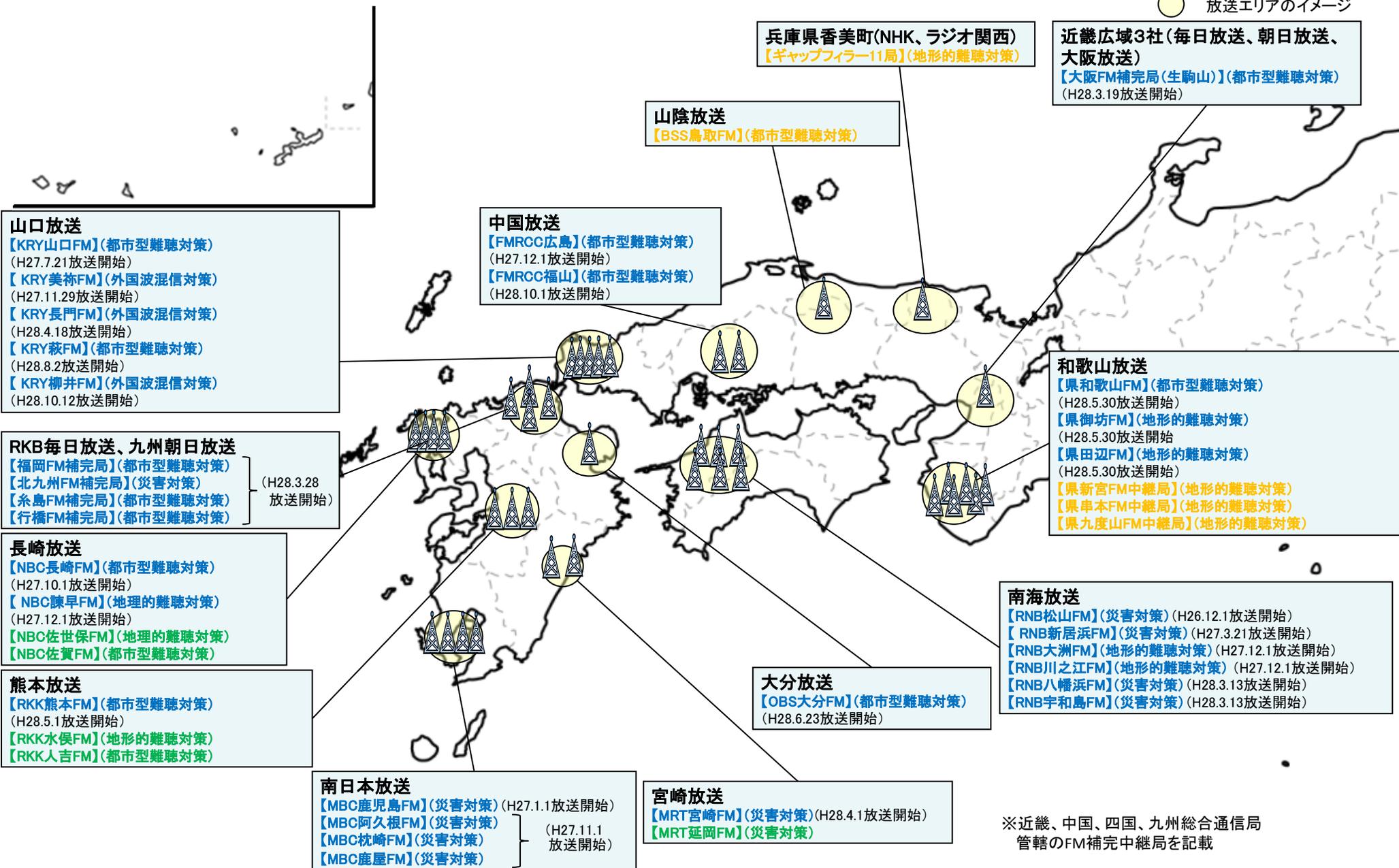
関東広域3社(TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送)
【東京FM補完局(スカイツリー)】(災害対策)
 (H27.12.7放送開始)

中京広域2社(CBCラジオ、東海ラジオ放送)
【名古屋FM補完局(三国山)】(都市型難聴対策)
 (H27.10.1放送開始)

※北海道、東北、関東、信越、北陸、東海総合通信局
 管轄のFM補完中継局を記載

AMラジオ放送のFM補完中継局整備状況その② (H28.10.19現在)

● 放送エリアのイメージ



FM補完放送対応受信機の普及に関する取組について

- FM補完放送対応受信機に関して、平成27年以降の国内出荷台数約140万台については、そのほとんどがFM補完放送の周波数帯域を受信可能。また、過去の国内出荷台数約2,220万台（平成18年～平成26年の合計）のうち、約半数はFM補完放送周波数を受信可能。
- その他、輸入台数約1億2,680万台（平成18年～平成27年の累計台数）については、約半数以上がFM補完放送の周波数帯域を受信可能と推測される。
- 総務省では、これまで受信機メーカーや自動車メーカー・カーナビメーカーとの会合を開催し、対応受信機の普及に理解を求めており、今後も引き続き、普及促進に関する取組を進めていく予定。また、民放AMラジオ47社においては、対応受信機普及のための連絡会を発足し、各受信機メーカー・自動車メーカー等への情報提供を実施するなどの普及活動を実施。

【参考】都内家電量販店のラジオ売り場



【参考】国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)(抜粋)

第3章 国土強靱化の推進方針

2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針

(6) 情報通信

(略)災害関連情報について、地理空間情報(G空間情報)やICTの活用等により、官・民からの多様な収集手段を確保するとともに、全ての国民が正確な情報を確実に入手できるよう、共同利用等も考慮した公共情報commonsや公衆無線LAN等の多様な提供手段を確保する。また、非常時の情報伝達手段の確保方策として、官・民が保有する情報通信インフラの相互連携等について検討する。さらに、**ラジオ放送局等の難聴・災害対策を推進する。**(略)

第4章 計画の推進と普段の見直し

3 プログラムの推進と重点化

別紙3 各プログラムの推進計画

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 → **重点化プログラム**

市町村におけるJアラートの自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、公共情報commonsの加入促進、**ラジオ放送局の難聴・災害対策**、避難者に対する避難標識のあり方の検討、旅行者に対する情報提供、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等による**地方公共団体や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進する。**

4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に放送の中断がないよう、ラジオ送信所の移転、FM補完局や予備送信所の整備等の対策を実施するとともに、地域の防災対策や建築物の耐震化を進める。
(略)

【参考】国土強靱化アクションプラン2016

(平成28年5月24日国土強靱化推進本部決定)(抜粋)

第1章 アクションプラン2016の策定方針及び構成

国土強靱化は本格的な実行段階にあり、事前防災及び減災の考え方に基づき、計画的に社会資本整備を進めるとともに、毎年度しっかり進捗管理を行い、効果的・効率的に施策を推進していくことは、地方創生を本格化し、様々な資源を活用して地域の活性化を進めるためにも重要である。(略)基本計画は、概ね5年間の施策分野別推進方針を示したものである。基本計画を着実に推進し、「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、府省庁横断的な目標を達成するための施策群であるプログラムごとに毎年度取り組むべき具体的な個別施策等をアクションプランとしてとりまとめ、各施策を総合的に推進することとしている。(略)毎年度のPDCAサイクルを引き続き実践・徹底し、アクションプラン2015策定後のプログラムの進捗状況等を踏まえ、アクションプラン2016を(略)策定する。

第3章 各プログラムの推進計画等

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 → 重点化プログラム

地方公共団体や一般へ情報を確実かつ迅速に提供するため、防災行政無線のデジタル化の推進、Lアラートの加入促進、ラジオ放送局の難聴地域解消・災害対策の実施、旅行者に対する情報提供、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等による情報提供手段の多様化・確実化を着実に推進する。(略)

(重要業績指標)

AM放送局(親局)に係る難聴地域解消のための中継局整備率 0%(H25)→40%(H27)→100%[H30]

4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に中断しないよう、ラジオ送信所の移転、FM補完局や予備送信所の整備等の対策を実施するとともに、地域の災害対策や建築物の耐震化を推進する。(略)

(重要業績指標)

自然災害による被害を受け得る地域に立地するラジオ放送局(親局)に係る災害対策としての中継局整備率 19%(H25)→55%(H27)→100%[H30]

第4章 プログラム推進のための主要施策

6. 情報通信

(情報通信施設の耐災害性の向上)

(略) 難聴地域解消・災害対策としてのラジオ中継局の整備に対する支援を行い、当該整備を推進する。(略)

概要

- 「臨時災害放送局」とは、被災した地方公共団体等により、暴風・豪雨・洪水・地震・大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的とし、臨時かつ一時的に開設される地上基幹放送局。
- 超短波放送(FM放送)により、避難所の情報、給水情報、救援物資の配布情報、ライフラインの復旧情報、被災後の行政手続案内など、被災者に役立つ生活関連情報を提供する。

開設手続等

- ・ FM放送の空き周波数の中から、他の無線局に混信等の影響を与えないことを前提に、周波数を割り当てる。
- ・ 早期の円滑な開設には、「送信所等の場所や機材、人材、経費」等の確保が必要であり、平時からの関係者間での連携や情報共有が重要である。

【参考】平成28年熊本地震における臨時災害放送局の開設状況

・平成28年熊本地震発生の際には、4市町(4局)において臨時災害放送局を開設。同年8月1日現在、運用されているものは2市町(2局)。

自治体名	局名	周波数 (MHz)	免許の 日時	その他
くまもと 熊本市	くまもと さいがいエフエム	79.1	4/18	熊本シティエフエム(コミュニティ放送局)から機材等の支援を受けて開局。 <u>4/30に臨時災害放送局としては閉局し、コミュニティ放送局に戻っている。</u>
こうさまち 甲佐町	こうさ さいがいエフエム	80.7	4/23	<u>九州総合通信局配備の臨時災害放送局用の機器を活用(貸与)して開局。</u> <u>7/31に閉局。</u>
みふねまち 御船町	みふね さいがいエフエム	84.7	4/25	<u>信越総合通信局配備の臨時災害放送局用の機器を活用(貸与)して開局。</u>
ましきまち 益城町	ましき さいがいエフエム	89.0	4/27	放送関係事業者の機器を活用して開局。

1. ③臨時災害放送局の活用

【参考】東日本大震災に係る臨時災害放送局のうち現在も運用中の局

- 東日本大震災発生の際には、28市町(30局)において臨時災害放送局が開設。
平成28年4月1日現在、運用されているものは6市町(7局)。

県	市町	最初の免許日	再免許状況
岩手県	釜石市(かまいしし) (中継局: 鶴住居(うのすまい)、唐丹(とうに)、甲子(かっし)地区)	平成23年4月7日 (平成24年12月21日)	現在の免許の有効期間 :平成29年3月31日
	陸前高田市(りくぜんたかたし)	平成23年12月10日	
宮城県	山元町(やまもとちょう)	平成23年3月21日	「免許の有効期間」は、 「被災者の日常生活が安定する まで」必要な期間としている 当初はそれぞれ1~2年で免許 その後は1年ごとに2~4回再免許
	気仙沼市(けせんぬまし)	平成23年3月22日	
	気仙沼市(本吉(もとよし)地区)	平成23年4月22日	
福島県	富岡町(とみおかまち)	平成24年3月9日	
	南相馬市(みなみそうまし)	平成23年4月15日	

○既に臨時災害放送局を廃止した市町(22市町23局) (* 下線はコミュニティ放送局へ移行した局)

【岩手県】奥州市(H23.3.29)、花巻市(H23.4.3)、大船渡市(H25.3.31)、宮古市(H25.8.26)、宮古市旧田老町(H26.3.31)、大槌町(H28.3.18)

【宮城県】大崎市(H23.5.14)、登米市(H25.3.15)、南三陸町(H25.3.31)、塩竈市(H25.9.26)、岩沼市(H26.3.31)、石巻市(H27.3.25)、名取市(H27.2.28)、亘理町(H28.3.31)、女川町(H28.3.30)

【福島県】いわき市(H23.5.27)、須賀川市(H23.8.7)、福島市(H24.2.29)、相馬市(H26.3.31)

【茨城県】つくば市(H23.5.13)、鹿嶋市(H23.7.11)、取手市(H25.1.31)、高萩市(H25.3.31)

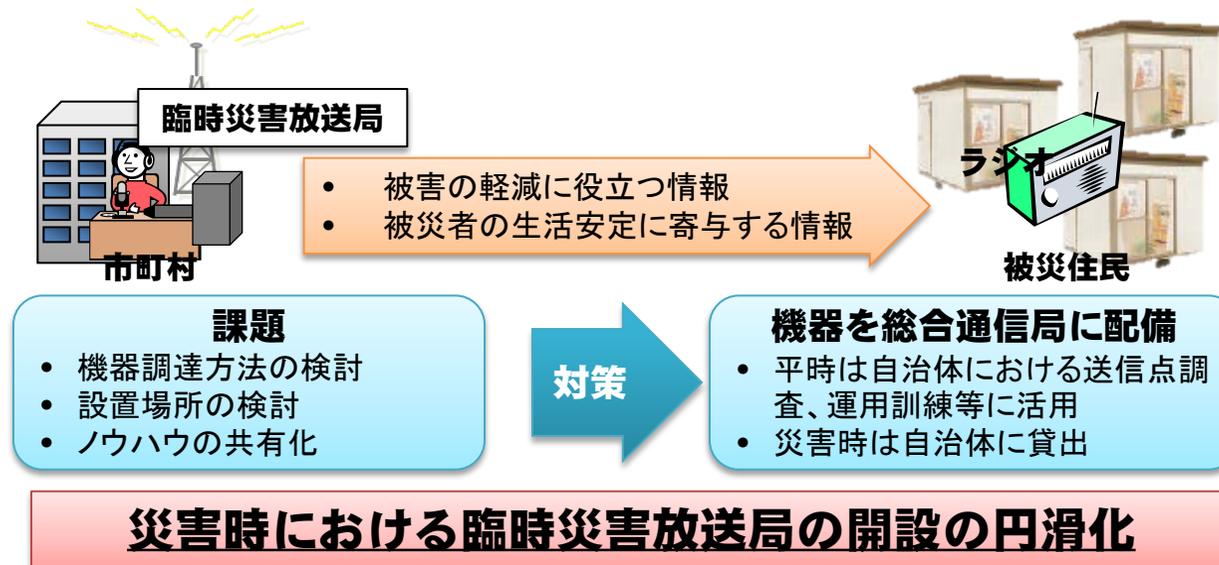
臨時災害放送局の設備配備(地域ICT強靱化事業)

地方総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては自治体が行う送信点調査や運用訓練に活用し、災害時には自治体に対して貸し出すことにより、災害時における迅速な開設を図る。

1 施策の概要

- ・ 臨時災害放送局は、地震等の災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的として、臨時かつ一時的に開設される放送局である。東日本大震災において、既存のコミュニティ放送から移行した局は早期に開設できたが、新規に開設した局は、コミュニティ放送局や県域ラジオ局の協力があつたものの、送信所の設置場所の選定、スタジオ、機器、人材、経費等の確保のため、開設までに時間を要した。
- ・ 災害時に際し、自治体による臨時災害放送局の開設が円滑に行われるためには、平時から機器調達方法の検討、設置場所の検討、ノウハウの共有化等を進めることが必要。
- ・ 地方総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては自治体が行う送信点調査や運用訓練に活用し、災害時には自治体に対して貸し出すことにより、災害時における迅速な開設を図る。

※平成26年度予算により、北海道、信越、四国及び九州の4総合通信局に臨時災害放送局用の機器を配備。



2 所要経費

一般会計

平成29年度要求額
14百万円

平成28年度予算額
3百万円

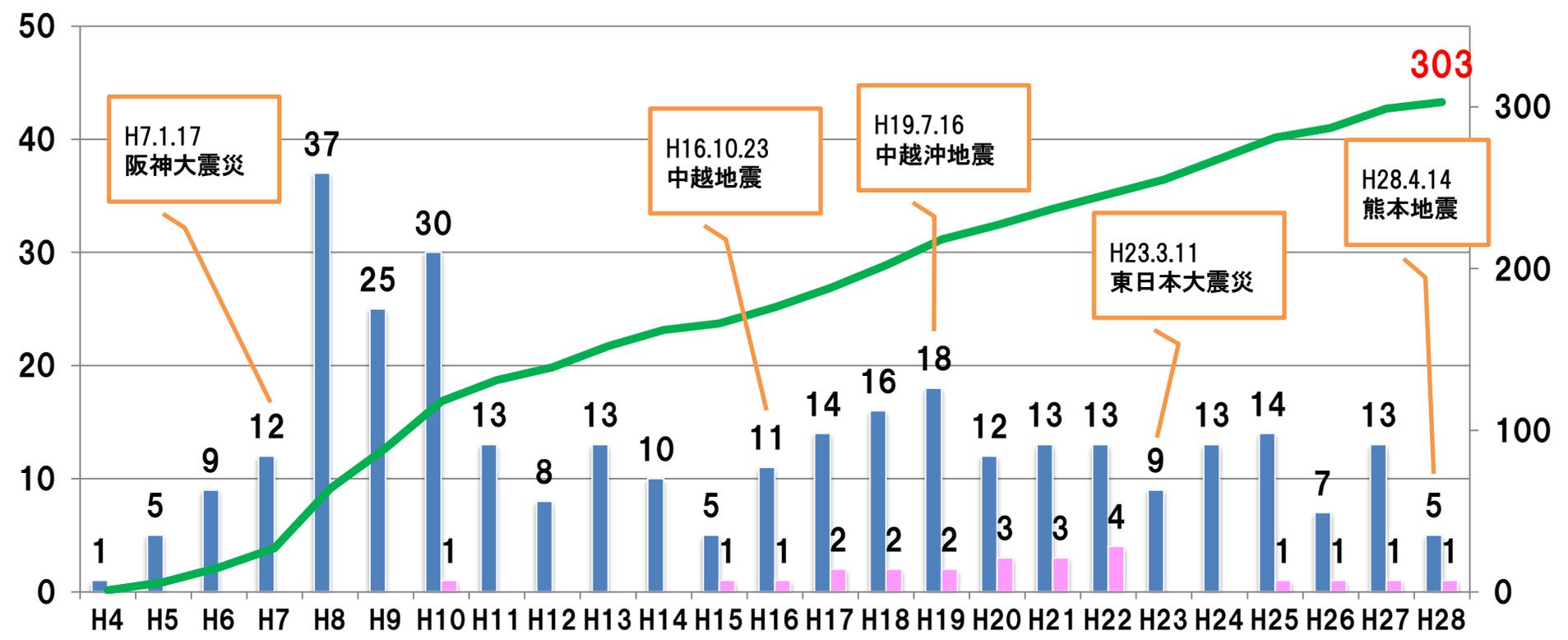
コミュニティ放送の局数推移

- 震災等を受け、右肩上がりに増加(平成8～10年度に急激に増加)。
- 近年は毎年10局前後が開局している。

(新規開局数・
廃局数)

■ 新規開局数 ■ 廃局数 — 年度末局数

(年度末局数)



出力上限

1W

10W

原則20W

コミュニティ放送への地方財政措置 (1)

地域活性化事業債の活用

○対象地域：特になし

○対象事業：

①公設民営(親局、中継局)

②送信所関係：鉄塔、アンテナ、電源設備、伝送路設備等
演奏所関係：送信機、電源設備、監視装置、割込装置等

○地方債充当率：90%、交付税算入率：30%

市町村の事業費負担割合 事業費の73%

【活用例】

地方債充当率 90%

交付税算入率 30%
(事業費の27%)

後年度に市町村が借入金を返済 70%

自費
10%

過疎対策事業債等の活用

○対象地域：過疎地域

○対象事業：

①公設民営(親局、中継局)

②送信所関係：鉄塔、アンテナ、電源設備、伝送路設備等
演奏所関係：送信機、電源設備、監視装置、割込装置等

○地方債充当率：100%、交付税算入率：70%

※辺地については、辺地対策事業債の活用が可能。交付税算入率：80%

市町村の事業費負担割合 事業費の30%

【活用例】

(辺地対策事業債の場合は、事業費の20%)

地方債充当率100%

交付税算入率
(事業費の70%)

後年度に市町村が借入金を返済 30%

緊急防災・減災事業債の活用

【平成28年度拡充】

○対象地域：防災行政無線(同報系)又はその戸別受信機の未整備地域

○対象要件：

①整備経費及び運営経費が防災行政無線の場合よりも安価であること

②十分な耐災害性を有するよう、所要の措置が講じられていること

○対象事業：

情報伝達設備、中継局(※1)、屋内受信機(※2)、屋外拡声装置

※1 1/2の経費が対象 ※2 防災機能を付加する割増経費

○地方債充当率：100%、交付税算入率：70%

市町村の事業費負担割合 事業費の30%

【活用例】

地方債充当率100%

交付税算入率
(事業費の70%)

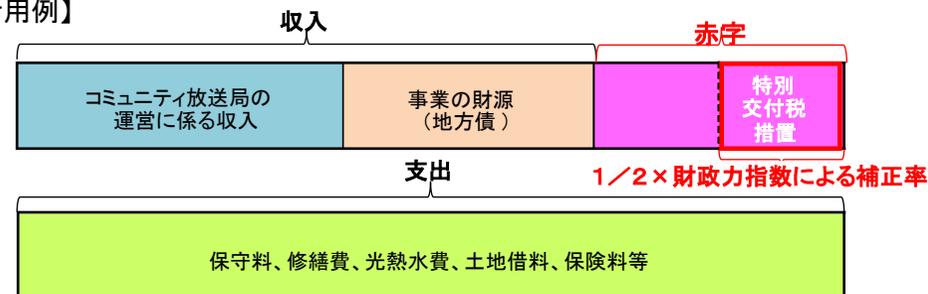
後年度に市町村が借入金を返済 30%

【維持管理費用に係る措置】

維持管理経費に係る特別交付税措置の活用

- 対象地域：条件不利地域（「離島地域」「振興山村」「半島振興対策実施地域」「過疎地域」「辺地地域」「特定農山村地域」「豪雪地域」）に該当する地域
- 対象経費：市町村、一部事務組合又は広域連合が負担するコミュニティ放送の施設の維持管理費
- 措置経費：施設の維持管理に係る収支の赤字額 × 0.5
× 財政力指数による補正率

【活用例】



【出稿費用に係る措置】

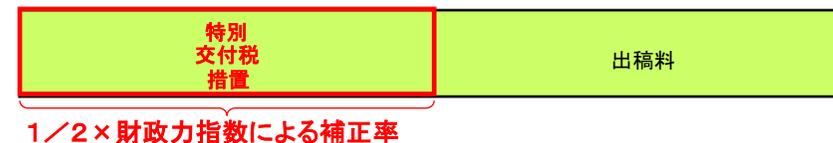
公共情報番組の制作・放送費に対する特別交付税措置の活用

【平成28年度拡充】

- 対象地域：特になし
- 対象経費：市町村が公共情報サービスを行うため、コミュニティ放送事業者に対して支払う公共情報番組の制作及び放送に要した経費（出稿費用）
- 措置経費：公共情報番組の制作及び放送に要した経費の額 × 0.5（※）
× 財政力指数による補正率

※ 2,000万円を限度とする。

【活用例】



コミュニティ放送による緊急告知放送の提供

1. ④コミュニティ放送の制度化

- コミュニティ放送事業者は、地域の生活情報、観光情報、ニュース等の地域に密着した情報を提供するほか、自主的に地域の自治体と協定を締結して行政情報や災害情報を提供。
- この災害情報の提供について、平成27年12月、総務省が独自にアンケートしたところ、295者中、274者（約96%）が自治体と協定を締結、53者（約18%）が緊急警報信号(DTMF)により待機状態にあるラジオを自動的に起動させ緊急告知放送を提供している状況。
- 自動起動ラジオの開発は、平成17年、エフエムくらしきが、全国に先駆けて、倉敷ケーブルテレビ等と共同で開発。平成18年、倉敷市が地元住民に約1450台を配布。国土交通省のまちづくり交付金（当時）の対象。平成28年時点、倉敷市で約4000台が普及。
- 平成21年、長岡市のワキヤ技研(株)がDTMF以外の信号により自動起動するラジオを開発。長岡市の緊急告知FMラジオ購入費補助金により地元住民の購入を支援。平成28年時点、長岡市で約6000台、全国で約12万台が普及。

【災害対応協定の締結状況等に関するコミュニティ放送実態調査の概要 (H27. 12. 1現在)】

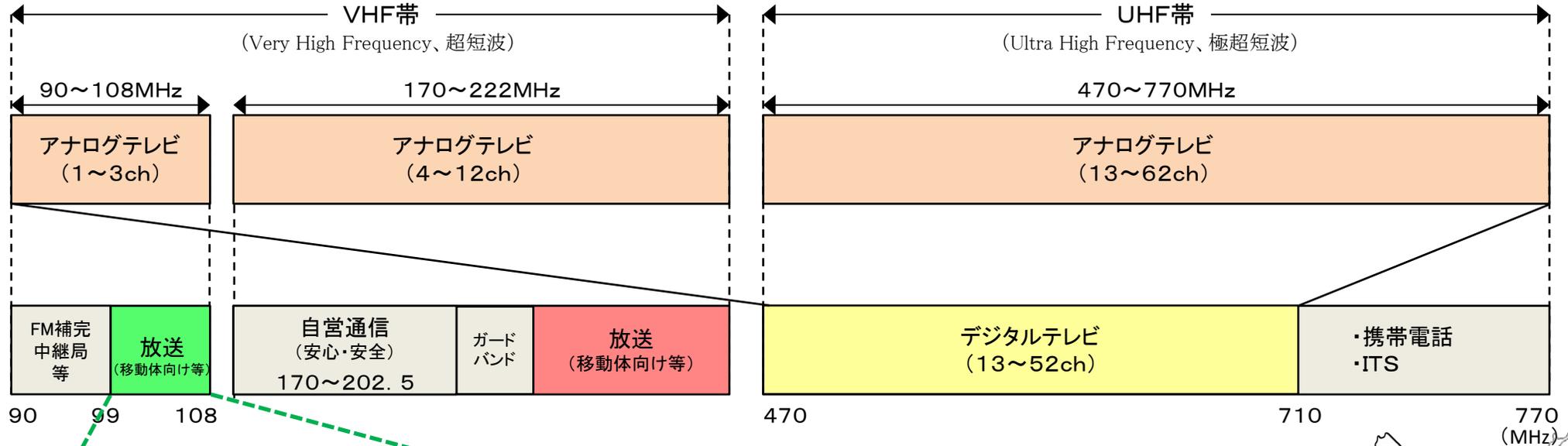
	自治体と協定締結	災害放送	緊急割込放送	緊急告知放送(DTMF)	緊急警報放送(EWS)
全国	274	261	193	53	13
北海道	27	27	15	0	0
東北	34	32	20	10	3
関東	46	45	30	6	0
信越	16	15	11	5	4
北陸	12	10	11	4	0
東海	30	30	25	10	2
近畿	32	31	23	6	3
中国	21	19	18	3	0
四国	6	6	5	3	0
九州	34	34	27	6	1
沖縄	16	12	8	0	0

【自動起動ラジオの開発と地元住民への配布】

- 1 (株)エフエムくらしき
 - ・ H17年、(株)エフエムくらしき、(株)倉敷ケーブルテレビ、URO電子工業(株)、兼藤産業(株)の4者によりDTMF方式のラジオを開発。
 - ・ 価格8000円／台。
 - ・ H18年度、倉敷市が地元住民に約1,450台配布。このラジオは、国土交通省の「まちづくり交付金」の対象(当時)。
 - ・ 平成28年時点で、約4000台普及。
- 2 長岡移動電話システム(株)
 - ・ H21年、ワキヤ技研(長岡市)がDTMF方式以外のラジオを開発。
 - ・ 価格8000円／台。
 - ・ 長岡市が長岡市緊急告知FMラジオ購入費補助金により、購入価格の3,000円を補助。
 - ・ 平成28年時点で、長岡市で約6000台、全国で12万台普及。
 - ・ その他DTMF方式のラジオも採用。

V-Lowマルチメディア放送の概要

1. ⑤V-Lowマルチメディア放送の普及促進



V-Lowマルチメディア放送

地上デジタル放送への移行により生み出された周波数の一部 (99MHz~108MHz) で行われる移動体向けの新しい放送サービス

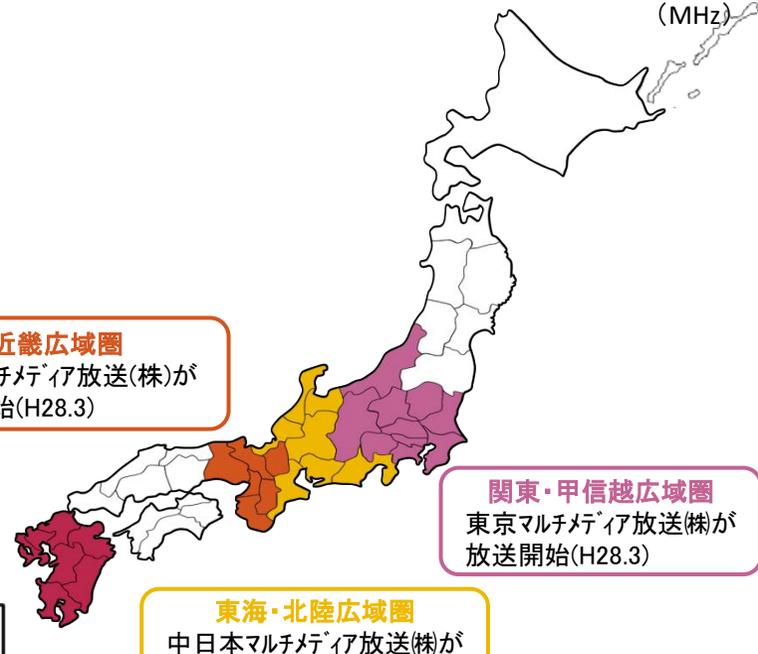
- 本年3月にサービス開始後、順次エリア拡大予定
- 地域向けの放送(全国7地域)
- 車載器や携帯端末での受信が中心

九州・沖縄広域圏
九州・沖縄マルチメディア放送(株)が
放送開始(H28.3)

近畿広域圏
大阪マルチメディア放送(株)が
放送開始(H28.3)

東海・北陸広域圏
中日本マルチメディア放送(株)が
放送開始(H28.7)

関東・甲信越広域圏
東京マルチメディア放送(株)が
放送開始(H28.3)



V-Lowマルチメディア放送のサービスイメージ

V-Lowマルチメディア放送は、携帯端末や車載型の受信機で、移動しながらでも情報入手できる「携帯性・移動性」と、不特定多数に対して同時に情報を提供することができる「放送」という機能を有する新たなメディアである。また、公共向けのデジタルサイネージへの利用も可能である。

全国7つの地方ブロックを対象とし、地域密着の生活情報や安心安全情報等を放送する。

リアルタイム型放送

■ 全ての視聴者が同時に受信設備において視聴することができる形態の放送



蓄積型放送

■ 受信者があらかじめ受信設備に蓄積させておくことにより、蓄積後の任意の時間に視聴することができる形態の放送

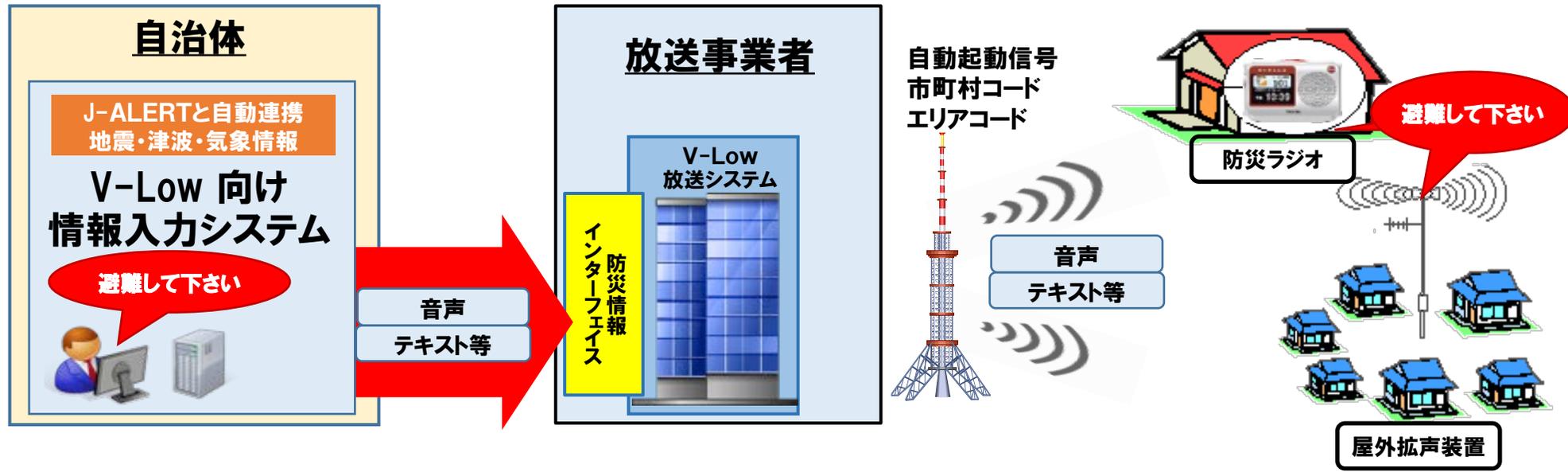


※映像、音響、データ等の様々な情報を組み合わせて放送することが可能。

V-Lowマルチメディア放送による防災情報放送サービス

新たな放送であるV-Lowマルチメディア放送を用いて、市町村から緊急情報を送信し、受信端末（屋外拡声装置や防災ラジオ等）から音声や文字等により情報伝達する仕組みについて、関係事業者が、自治体の協力を得て、実用化に向けた検証を行っているところ。

防災・安全情報伝達の流れ

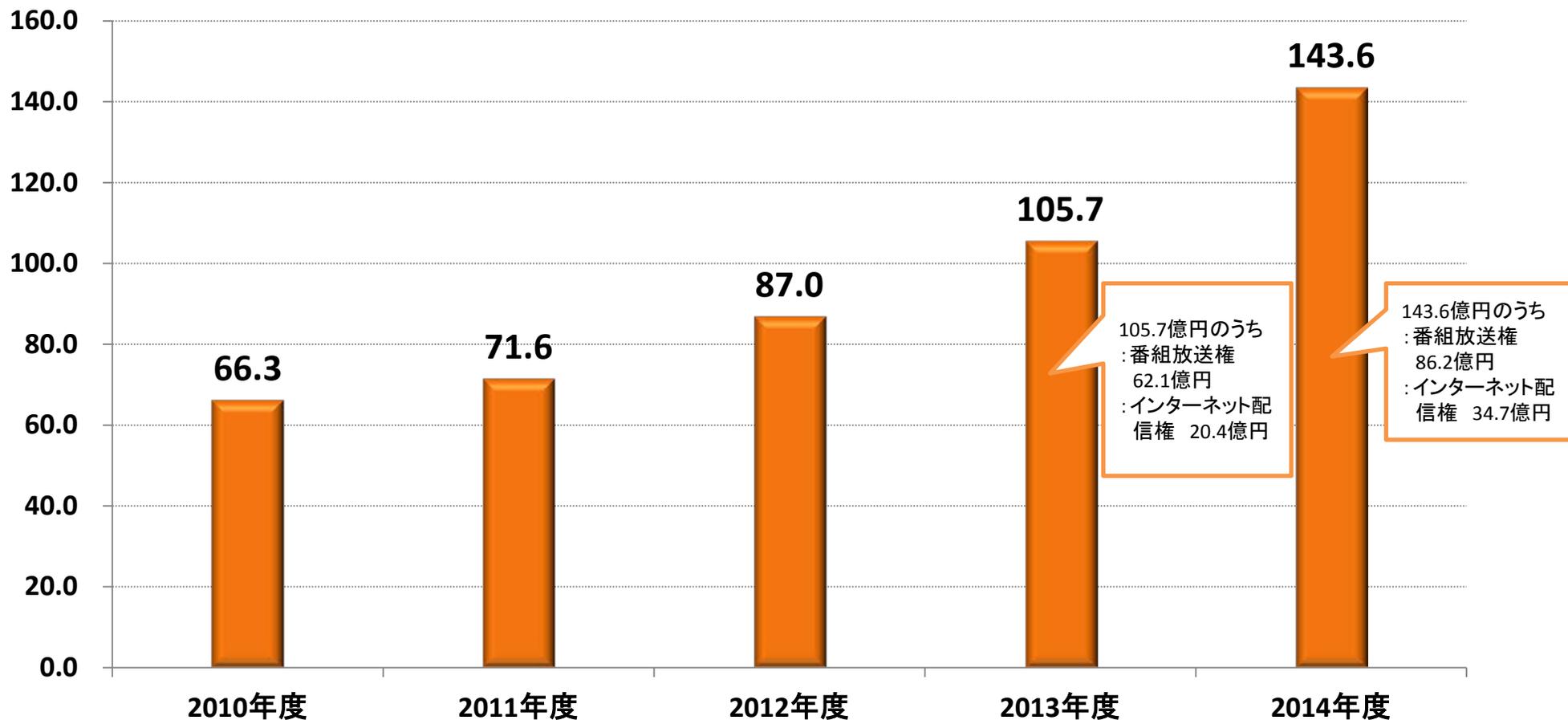


- 自治体は必要とする時に配信したい情報（音声、テキスト等）を放送事業者に伝送する。
- 放送事業者は、防災情報を放送波に割り込ませて伝達する。
- 受信端末は、情報に付加された市町村コード、エリアコード等を判断し、設定された自治体又はエリアの情報（音声、テキスト等）を選択的に再生・表示する。一部の受信端末（防災ラジオ）は、自動起動に対応している。

放送コンテンツ関連海外市場売上高推移

○ 2018年度までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在(2010年度)の約3倍(約200億)に増加させる。
(日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定))

(単位：億円)



放送コンテンツがもたらす波及効果例

北海道アワー (HTB北海道テレビ放送)

台湾のケーブルテレビ(JET-TV)を通じて、北海道紹介番組「北海道アワー」を台湾など東アジア向けに毎週放送。



観光客
増加

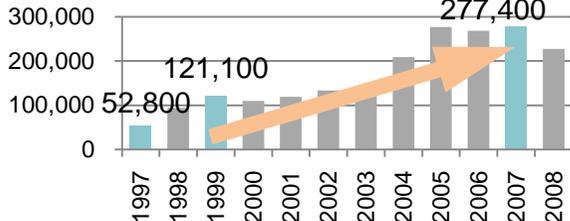
97年の放送開始後、2年間で台湾からの観光客が2倍に増加。
10年後には5倍超に増加。

(出典:北海道観光局「北海道観光入込客数調査」)

新千歳空港で外国人観光客に調査したところ、約8割がJET-TVを見て北海道を訪問。

(出典:東アジアメディアプロモーション北海道推進協議会による調査)

台湾からの来道者数



(出典:北海道庁観光局「北海道観光入込客数調査報告書」)

経済効果

北海道の地域経済、特に観光や周辺産業に7,000億円(2.6兆円(H6)→3.3兆円(H17))の経済効果。これにより、約3万人(推計)の雇用を新たに創出。

(出典:北海道観光局「北海道観光産業経済効果調査」)

Japan in Motion (TSSプロダクション(広島))

中国地方や日本の魅力を紹介する番組「Japan in Motion」をフランスのケーブルテレビ局NO LIFE(※)で放送。

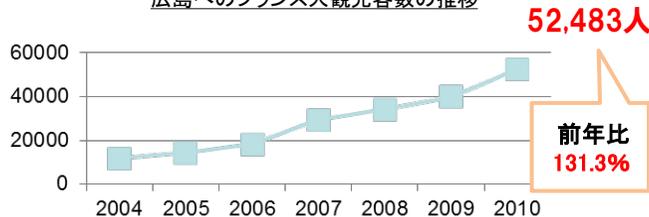
※NO LIFE:650万世帯が加入し、約1,200万人が視聴



観光客
増加

2009年～2011年に広島特集を放送し、広島へのフランス人観光客増加

広島へのフランス人観光客数の推移



前年比
131.3%

(出典:広島県)

経済効果

番組で取り上げられた「桃太郎ジーンズ(※)」など、地域の商品の売上増加

※桃太郎ジーンズ:日本製ジーンズ発祥の岡山県で生産される純国産ジーンズブランド

放送後の「桃太郎ジーンズ」の海外売上高



放送開始から
売上約7倍

(出典:TSSプロ資料)

Wonder Box ! 四国 (高知放送)

日テレ系4社が共同で「温泉」「宿」「野菜・果物」「サブカルチャー」等の四国の魅力を台湾に発信する番組を制作。



観光客
増加

四国への台湾からの延べ宿泊者数増加(伸び率 140%)

番組で取り上げた観光地への来訪者

道後温泉(愛媛)	144%
小豆島(香川)	170%
鳴門のうず潮(徳島)	140%

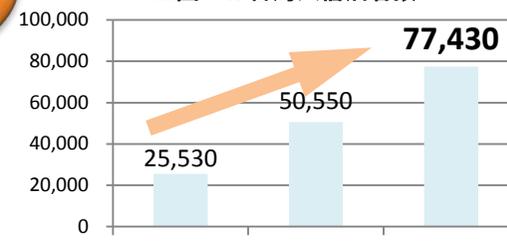
注:小豆島については台湾を含む外国人

(出典:四国ツーリズム創造機構からのヒアリング)



経済効果

四国への台湾人宿泊者数



(出典:観光庁「宿泊旅行統計調査」を元に総務省作成)

放送コンテンツの海外展開の総合戦略

1. ⑥放送コンテンツの海外展開

1. 政府全体としての戦略

- 「2018年度までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在約3倍に増加させる」
 （「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定））

2. 体制の確立

- 平成25年8月 一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）設立
 → 放送コンテンツの海外展開をサポートする官民連携の推進体制の確立

3. モデル事業の推進

- BEAJの協力の下、日本の魅力あるコンテンツを継続的に発信するモデル事業を実施
 ※平成26年度補正予算「地域経済活性化に資する放送コンテンツ等海外展開支援事業」：16.5億円
 →・平成27年度補正予算「放送コンテンツの海外展開総合支援事業」：12億円
 ・平成28年度本予算 「放送コンテンツ海外展開助成事業」：2.25億円

基本戦略

- ・ 当面は、アジア等の新興国を最重要地域と位置づけ
- ・ 国家戦略としての「ビジット・ジャパン戦略」、「クール・ジャパン戦略」に貢献
- ・ 地域の幅広いプレイヤーを巻き込み「地方の創生」を目指す

上記の基本戦略に基づき、以下の3つのタイプのモデル事業を実施

① 地上波テレビ放送枠を活用したコンテンツの発信

ASEAN6ヶ国（※）の地上波
というマス媒体で継続的に放送

平成27年度補正予算事業

- ・ 地上波等の有力な海外放送局において、長期間継続的に日本ブランド全体の向上に資する番組を発信
- ・ 放送と連動した事業を継続的に実施

② 衛星プラットフォーム（24時間日本番組専門チャンネル）を活用したコンテンツの発信

ASEAN複数国の富裕層に
対して継続的に放送

③ 地方発の産業振興・地域活性化を目的とした放送コンテンツの発信

地方の創意工夫を活かした
ユニークなコンテンツの放送

平成28年度本予算事業

- ・ 地上波、衛星放送、CATVなど海外の多様な放送局において地域の魅力を詳細に発信

※ASEAN6ヶ国：BEAJが重点国と位置づけているインドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、マレーシアの6か国

2 「地上放送事業者及びケーブルテレビ事業者の将来像」 関連の取組

2. ①認定放送持株会社制度の導入 「認定放送持株会社制度」の概要

1 制度趣旨

経営の効率化、資金調達の容易化等のメリットを有する「持株会社によるグループ経営」を放送事業経営の選択肢として拡大するため制度化(平成20年4月1日施行)

(平成19年「放送法等の一部を改正する法律案」趣旨説明(抜粋))

経営の効率化、資金調達等のメリットを有する持株会社によるグループ経営を経営の選択肢とするため、複数の地上放送事業者の子会社化を可能とするマスメディア集中排除原則の適用緩和や外資規制の直接適用等を内容とする認定放送持株会社制度を導入

2 制度概要

1以上の地上系基幹放送事業者を子会社とし、2以上の基幹放送事業者を関係会社としようとする会社等は、総務大臣の認定を受けることができる。

<参考(主な審査事項)>

- ①申請対象会社が株式会社であり、欠格事由(外国性の欠格事由、電波法、放送法等の違反履歴がないこと)に該当しないこと
- ②申請対象会社が、その子会社である基幹放送事業者等の株式の取得価額等の合計額の当該申請対象会社の総資産の額に対する割合が、常時、50%を超えることが確実と見込まれること
- ③申請対象会社及びその子会社の収支の見込みが良好であること

<認定放送持株会社の一覧(平成28年4月1日時点)>

	フジ・メディア・ホールディングス (H20.10.1認定・設立)	東京放送ホールディングス (H21.4.1認定・設立)	テレビ東京ホールディングス (H22.10.1認定・設立)	日本テレビホールディングス (H24.10.1認定・設立)	テレビ朝日ホールディングス (H26.4.1認定・設立)	中部日本放送 (H26.4.1認定・設立)	RKB毎日ホールディングス (H28.4.1認定・設立)
関係会社 ※1	・フジテレビジョン (地上テレビ) ・ニッポン放送 (地上ラジオ) ・BSフジ(BS)	・TBSテレビ (地上テレビ) ・TBSラジオ (地上ラジオ) ・BS-TBS (BS) ・シー・ティー・ビー・エス (東経110度CS)	・テレビ東京 (地上テレビ) ・BSジャパン (BS)	・日本テレビ放送網 (地上テレビ) ・BS日本(BS) ・CS日本 (東経110度CS)	・テレビ朝日 (地上テレビ) ・BS朝日(BS) ・シーエス・ワン テン (東経110度CS)	・CBCテレビ (地上テレビ) ・CBCラジオ (地上ラジオ)	・RKB毎日放送 (地上テレビ・ラジオ)
	19社	5社	4社	18社	19社	なし	1社(コミュニティFM)

※1 基幹放送事業者に限る。

※2 基幹放送事業者に限る。「東京放送ホールディングス」の「シー・ティー・ビー・エス」の議決権保有比率は90%。これ以外は全て100%子会社。

基幹放送による表現の自由享有基準（マスメディア集中排除原則）

放送法 第1条（目的）

放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること

放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること

放送法 第91条（基幹放送普及計画）

基幹放送(※)をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする

(※)基幹放送：地上テレビジョン放送、地上ラジオ放送、コミュニティ放送、BS放送、東経110度CS放送 等
(東経124/128度CS放送、ケーブルテレビ等は含まれない)

一の者が保有することができる放送局の数を制限することにより、
多元性、多様性、地域性の三原則を実現

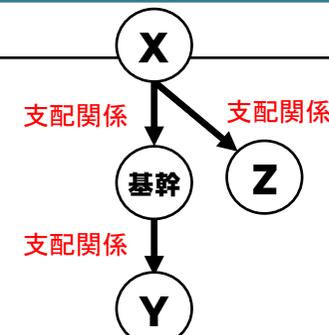
放送法 第2条32号及び第93条第1項

基幹放送の業務の認定基準としてマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定

〈認定基準のうちマスメディア集中排除原則の部分〉（放送法第93条第1項第4号）

基幹放送業務を行おうとする者が、次のいずれにも該当しないこと。

- イ 基幹放送事業者
- ロ イに掲げる者に対して『支配関係』を有する者（X）
- ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して『支配関係』を有する場合におけるその者（Y・Z）



経営基盤強化計画認定制度の概要

- 地域経済の低迷等に起因して放送事業者の経営状況が悪化する中、地域住民の生活に必要な基幹メディアとして存続するために経営基盤の強化に早期かつ積極的に取り組むことを可能とする制度。
- 経済事情の変動により放送系の数の目標の達成が困難となるおそれがある等と認められる放送対象地域を「指定放送対象地域」として総務大臣が指定。
- 「指定放送対象地域」に係る基幹放送事業者は、業務の合理化や組織の再編成等により収益性の向上を図る「経営基盤強化計画」を作成し、総務大臣の認定を受けた場合、放送法・電波法の特例が適用。

経営基盤強化計画の作成・申請

- 経営基盤強化による収益性の向上の程度
- 経営基盤強化の内容
- 経営基盤強化に伴う労務に関する事項

放送番組の同一化を行う場合

- 番組同一化の内容
- 地域性確保措置の内容

マスメディア集中排除原則の特例の適用を受けて役員兼任を拡大する場合

- 特例役員兼任関係の内容
- 地域性確保措置の内容
- 多元性・多様性確保措置の内容

電波監理審議会への諮問・答申

総務大臣の認定

放送法・電波法の特例

- 再免許等における経理的基礎審査の免除

放送番組の同一化を行う場合

- 放送番組審議機関の共同設置の可能化
- あまねく普及努力義務の緩和
- 地域向け自主制作番組確保努力義務の緩和

番組制作費の削減やマスター等設備の統合、県境の中継局設備の効率化等が可能に

マスメディア集中排除原則の特例の適用を受けて役員兼任を拡大する場合

- 役員兼任規制の上限の緩和(1/5→1/3)

経営基盤の強化に向けた限られた人材の有効活用等が可能に

総務大臣による指定放送対象地域の指定